

マイナンバーカードで

ますます便利に!こんなことに利用できる!

令和3年3月下旬からマイナンバーカードの**健康保険証**利用が始まります!

令和3年3月下旬から順次医療機関でマイナンバーカードの保険証利用が開始され、
令和5年3月末には概ね全ての医療機関等での導入を目指し取り組んでいます。
オンライン資格確認が導入されていない医療機関、薬局では引き続き健康保険証が必要です。

メリット 1

**保険証が手元になくても
受診可能!**

転職、結婚等による健康保険の切り替え手続き中で、保険証が手元にない場合でも、マイナンバーカードで受診することができます。

メリット 2

**高額な医療費の
支払い・申請が不要!**

これまでは、限度額適用認定証等を保険者に申請し、発行された証類を医療機関へ提示する必要がありました。マイナンバーカードでは、オンラインで資格確認を行うため、申請等の手間や一時支払いの負担がなくなります。

メリット 3

**健診情報等を
医療機関へ提供できる!**

医療機関や薬局は、本人の同意を得て特定健診情報、薬剤情報(※1)等を見直し、その情報を踏まえ、より良い診療、投薬ができるようになります。旅行先や災害時でも役立ちます。

医療機関の受付は
カードリーダーで!



マイナンバーカードの顔写真データをICチップから読み取り、顔認証や数字4桁の暗証番号の入力で本人確認を行います。このステッカー・ポスターが貼ってある医療機関、薬局で利用できます!

他にもインターネットを使ってこんなことも!

メリット 4

**特定健診の結果や
薬の情報(※1)を
確認できる!**

特定健診の結果や、いつ・どの病院でどんな薬をもらった等、自分の情報を確認することができます。

メリット 5

**e-Taxと連携し、
医療費控除の計算が
簡単になります!**

確定申告等に必要の医療費の領収書を管理しなくても、医療費通知情報(※1)をマイナポータル(※2)で管理できるため、e-Taxに情報連携してオンラインで申告が簡単になります。

今後
予定

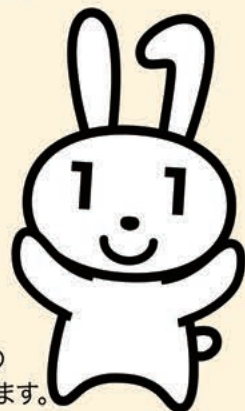
※1 薬剤情報、医療費通知情報の連携は、10月からの開始予定です。
※2 マイナポータルとは政府が運営するオンラインサービスです。

令和3年
12月から
(予定)



他にも
各種証明書が
コンビニで
取得できる

市役所が開いていない時間でも、住民票の写しや課税証明書などの各種証明が全国のコンビニエンスストア等で取得できるようになります。



これからは手放せない マイナンバーカード!!

マイナンバーカードの申請はお早めに



マイナンバーカードお持ちですか?

この1年間で武雄市のマイナンバーカード取得者は2倍に急増しました。

身分証明書としての利用はもちろん、

今後様々なサービス、申請などに活用が広がる予定です。

今号では主に、3月下旬から始まる

保険証利用のメリットについてご紹介しています。

まだ、お持ちでない方は、この機会に申請しましょう!

